

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第251号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諒問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年4月23日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「自然再生調査業務が分かる関係書類全部（R1～2年度） グリーン社会推進課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月28日、実施機関は、R2環首 竹ヶ島海域公園自然再生調査業務に関する書類一式を特定し、個人の氏名・生年月日・携帯電話番号・健康保険被保険者証記載内容・技術士登録証記載内容、受託業者の取引金融機関名、口座番号、代表者の印影及び採点結果を除いた部分を公開する公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年6年7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諒問

令和5年7月4日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「隠すべき所でない個所（委託業務成績評定通知書）の中で～結果は公表すると発表（記載）しているのに出さないので出せ！又私等協議会の委員であるのであり、県は公表すると記載しながら隠す行為は到底認められない。」「因なみに、私は、環境省、国土、科学庁の専門委員をする者である。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件処分について

審査請求人は、対象として「自然再生調査業務が分かる関係書類全部（R 1～2 年度） グリーン社会推進課」の公開を求めており、実施機関は、本件請求の対象となる公文書をグリーン社会推進課が保有する「R 2 環首 竹ヶ島海域公園自然再生調査業務に関する書類一式」と特定し、条例第8条第1号又は第2号に該当する非公開情報を除いて、保有する全ての公文書について公開することとしたものである。

2 公文書のうち非公開とした部分について

実施機関は、本件請求の対象となる公文書に記載された情報のうち、個人の氏名・生年月日・携帯電話番号・健康保険被保険者証記載内容・技術士登録証記載内容については、条例第8条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、受託業者の取引金融機関名、口座番号、代表者の印影及び採点結果については、条例第8条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当し、かつただし書きにより非公開とすべき情報から除かれる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないものと判断した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書に、審査請求の理由として「隠すべき所でない個所（委託業務成績評定通知書）の中で、結果は公表すると発表（記載）しているのに出さないので出せ」と記載しているが、「委託業務成績評定通知書」に記載した委託業務成績評定の採点結果は、法人の受託業務の遂行についての評価に関する情報であり、当該事業者の意思にかかわりなく公開すると、場合によっては、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益としての社会的信用の確保について影響を及ぼすことがないとは限らないことから、条例第8条第2号に該当する部分として非公開とした。

委託業務成績評定通知書中に「評定した結果は、公表するものとします」との記載があるのは、同通知書が徳島県県土整備部委託業務（土木）成績評定要領中の様式をそのまま使用したことによるものである。当時の危機管理環境部においては、徳島県県土整備部委託業務（土木）成績評定要領のような要領は定めていなかったため、「R 2 環首 竹ヶ島海域公園自然再生調査業務」について、実際は評定結果の公表は行っていない。

令和3年3月31日付け委託業務成績評定通知書に、「評定した結果は公表するものとします」との、実際の対応とは異なる記載があったとしても、評定結果は条例第8条第2号に該当する情報である以上、非公開とすべきものと考える。

4 結論

以上により、条例第12条第1項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年7月4日	諮詢
令和7年7月28日 第1部会（第25回）	審議
同年 9月26日 第1部会（第27回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、県が発注した「R2環首 竹ヶ島海域公園自然再生調査業務」の委託契約書、業務報告書等の関係書類一式のうち、グリーン社会推進課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書の記載に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、個人に関する情報及び法人に関する情報を非公開としたと説明していることから、これらの情報が条例第8条第1号及び第2号に該当するかが問題となる。これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されるととはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわりなく公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

3 条例の非公開情報への該当性について

(1) 個人の氏名、生年月日、携帯電話番号並びに健康保険被保険者証及び技術士登録

証の記載内容について

個人の氏名、生年月日、携帯電話番号並びに健康保険被保険者証及び技術士登録証の記載内容は、個人に関する情報であって、当該記述等により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであり、条例第8条第1号に該当する。

(2) 受託業者の取引金融機関名、口座番号及び代表者印の印影について

受託業者の取引金融機関名及び口座番号は、法人の内部管理情報であり、これを当該事業者の意思にかかわりなく公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

また、受託業者の代表者印の印影は、これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

(3) 受託業者の評定結果について

受託業者が行った委託業務に関し、受託者の専門技術力、管理技術力、コミュニケーション力及び取組姿勢のプロセス評定に加え、成果品の品質について実施機関が評定を行い、各評価項目及びその細目について、評点及びその合計点を付したものである。このように委託業務成績評定通知書の評定結果には、業務委託の成果物の出来栄えのみならず、業務を遂行するプロセスとしての受託者の能力や取組姿勢に対する評価も含まれていることから、評定結果が公開されると、この委託業務の評定結果が受託業者の施行能力そのものであると解釈され、これを見た取引先から当該評定結果を理由に取引を断られるなど、受託業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということができる。

なお、実施機関は、評定結果を通知する文書に「評定した結果は、公表するものとします」と記載している。上記のように、評定結果は、一般的には、公開されることで受託業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるとしても、すでに公表されている情報であれば、当該情報を公文書公開請求に基づき公開することで、受託業者の正当な利益を害するとはいえない。

しかし、審査会が調査したところ、実施機関の危機管理環境部発注の業務について、評定結果を公表することを定めた規則その他の規程や要綱は確認できず、ホームページへの掲載や書類の閲覧の方法による公表が行われていることも確認できなかった。

したがって、評定結果の公表は行っていないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、本件受託業者の評定結果については、評定結果を通知する文書の記載にかかわらず、条例第8条第2号に該当すると判断せざるを得ない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	